

仙台市無電柱化推進計画



令和 2 年 3 月
仙 台 市

目次

1.	はじめに	1
2.	目的と位置付け	2
	(1) 目的	2
	(2) 位置付け	2
3.	背景	3
	(1) 本市における取り組み状況と課題	3
	(2) 無電柱化の方向性	5
4.	基本方針	6
	(1) 基本的な考え方	6
	(2) 優先的に無電柱化していく道路	7
5.	計画期間と整備目標	9
	(1) 計画期間	9
	(2) 整備目標	9
	(3) 整備計画路線	9
6.	無電柱化の推進に関する施策等	11
	(1) 多様な整備手法の活用	11
	(2) 電柱の新設を抑制する取り組み	13
	(3) 無電柱化を推進するために必要な事項	13

1. はじめに

道路上の電線や電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げとなり、また、地震や台風などの災害時には電柱の倒壊により緊急車両等の通行に支障をきたす可能性があるなど、様々な課題があります。

本市域内においては、昭和 60 年度より前から中心市街地の主要な道路を対象とした無電柱化が進められてきました。また、昭和 61 年に国の電線類地中化計画が策定されてからは、計画に基づき都市計画道路の整備や土地区画整理事業と併せた無電柱化を進めることに加え、まちづくりの一環として国分町通の無電柱化も実施してきました。

これまで無電柱化は、防災性の向上、道路の安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から実施してきましたが、近年、災害の頻発・激甚化、高齢化の進展、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増しています。こうした無電柱化をめぐる情勢の変化を踏まえ、平成 28 年 12 月には「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という）が施行され、国、地方公共団体、関係事業者、国民がそれぞれの役割分担のもと、無電柱化の推進に関する施策を総合的・計画的かつ迅速に進めていくことが定められました。

本市においても、防災環境都市づくりや、まちに賑わいをもたらす新時代の交流促進などの取り組みがますます重要になってきているところであり、道路の無電柱化をより総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、これらの社会情勢の変化や無電柱化法の趣旨を踏まえ、この度、仙台市無電柱化推進計画を策定しました。

国土交通省ホームページより

風景を台無しにする電柱	災害時の救助活動を妨げる電柱	通行を妨げる電柱
 静岡県富士宮市	 沖縄県宮古島市	 長崎県諫早市

電柱のない美しい街並み

 愛媛県喜多郡内子町	 静岡県富士市	 福岡県うきは市
--	---	--

2. 目的と位置付け

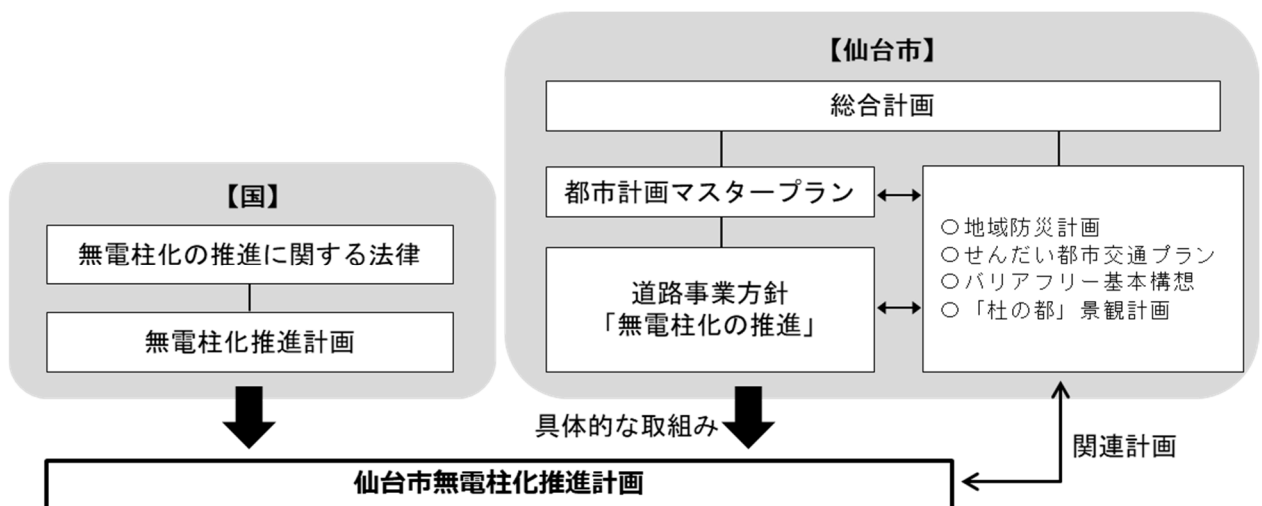
(1) 目的

災害に強く安全で安心な都市空間の形成など、本市のまちづくりに資する無電柱化の取り組みを推進していくため、基本的な方針や整備目標、無電柱化の推進に関する施策等を定めた「仙台市無電柱化推進計画」を策定します。

(2) 位置付け

本計画は、無電柱化法第8条¹に規定する無電柱化推進計画であり、仙台市道路事業方針における取り組みの1つである無電柱化の推進について、具体的な取り組みを明らかにする計画です。

なお、仙台市総合計画などの上位計画は令和2年度以降に改訂が予定されていることから、必要に応じて本計画も変更を行います。



※今回策定する仙台市無電柱化推進計画は、平成31年3月に策定・公表した仙台市無電柱化推進計画【基本方針】に具体的な整備目標等を追加したものです。

¹ 無電柱化の推進に関する法律第8条：都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

3. 背景

(1) 本市における取り組み状況と課題

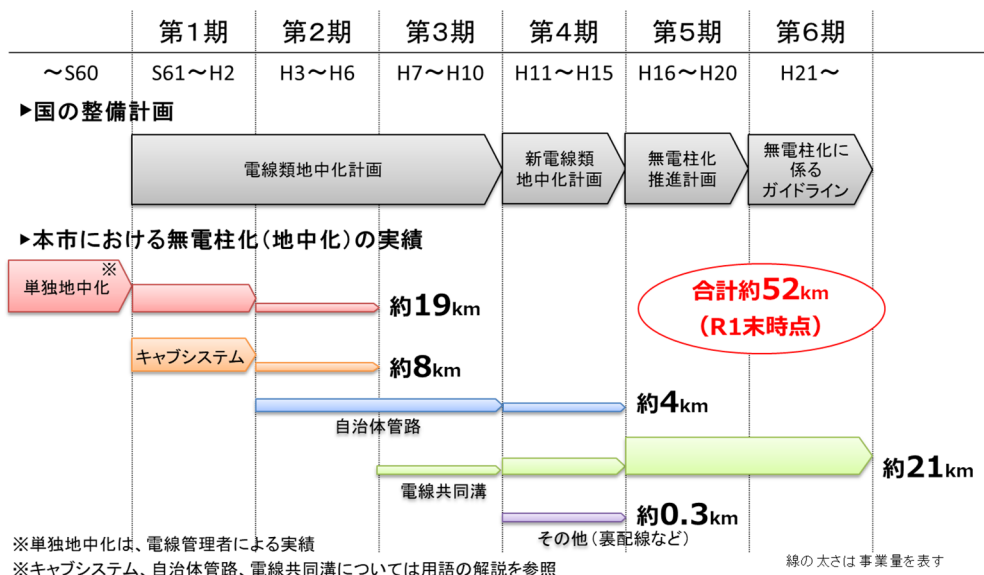
本市域内の無電柱化の取り組みは、昭和60年度より前から、主に仙台駅周辺において、電線管理者による電線類地中化（以下、単独地中化という。）が実施されてきました。昭和61年度以降は、国の電線類地中化計画に基づき、単独地中化に加え、キャブシステム²や自治体管路方式³による無電柱化を実施してきたほか、平成7年度以降は、主に電線共同溝方式⁴を中心に、都市計画道路整備や土地区画整理事業と併せた無電柱化のほか、まちづくりの取り組みの一環として国分町通の無電柱化も実施してきました。また、平成21年度以降も、国の「無電柱化に係るガイドライン」に基づいた取り組みを実施しています。

これらの取り組みの結果、仙台駅周辺の主要な幹線道路の無電柱化がおおむね完了していますが、都心部以外については、長町などの拠点地区において一定の無電柱化が実施されているものの、市全体としては部分的な整備にとどまっています。今後、土地区画整理事業などの大規模な面整備は減少する見通しであり、こうした面整備に併せた無電柱化の推進が難しくなってくることも想定されます。

また、無電柱化には多額のコストや長い事業期間を要し、工事や地上機器の設置場所に対する沿道住民の合意形成など課題も多く、特に従来方式の電線共同溝⁴の整備費には5.3億円/km（うち道路管理者負担分は約3.5億円/km）を要する^{*}といわれています。このような状況から、限られた財源の中で、より効果的かつ効率的に無電柱化を推進していくことが必要となっています。

※ 国土交通省による

本市における単独地中化や電線共同溝等の整備実績と国の整備計画



² キャブシステム：キャブ（CAB）とは、ケーブルボックス（Cable Box）の略で、道路と一体的に設けられた蓋掛け式のU字構造物をいう。このキャブ内に、電線類を集約、収容することにより電線類を地中化する方式。
³ 自治体管路方式：自治体が地中に管路を敷設し、その管路に電線管理者が自己の負担で電線を地中化する方式。
⁴ 電線共同溝：電線共同溝（C.C.Box）とは、従来のキャブシステムに比べてコンパクトでフレキシブルな構造物であり、管路部や特殊部（電線類の分岐部分を収容するための施設）で構成される。この電線共同溝内に電線類をまとめて収容することにより電線を地中化する方式。「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき整備される。

道路の整備とあわせた無電柱化の事例

(都市計画道路元寺小路福室線)

【整備前】



【整備後】



(市道河原町長町南線)

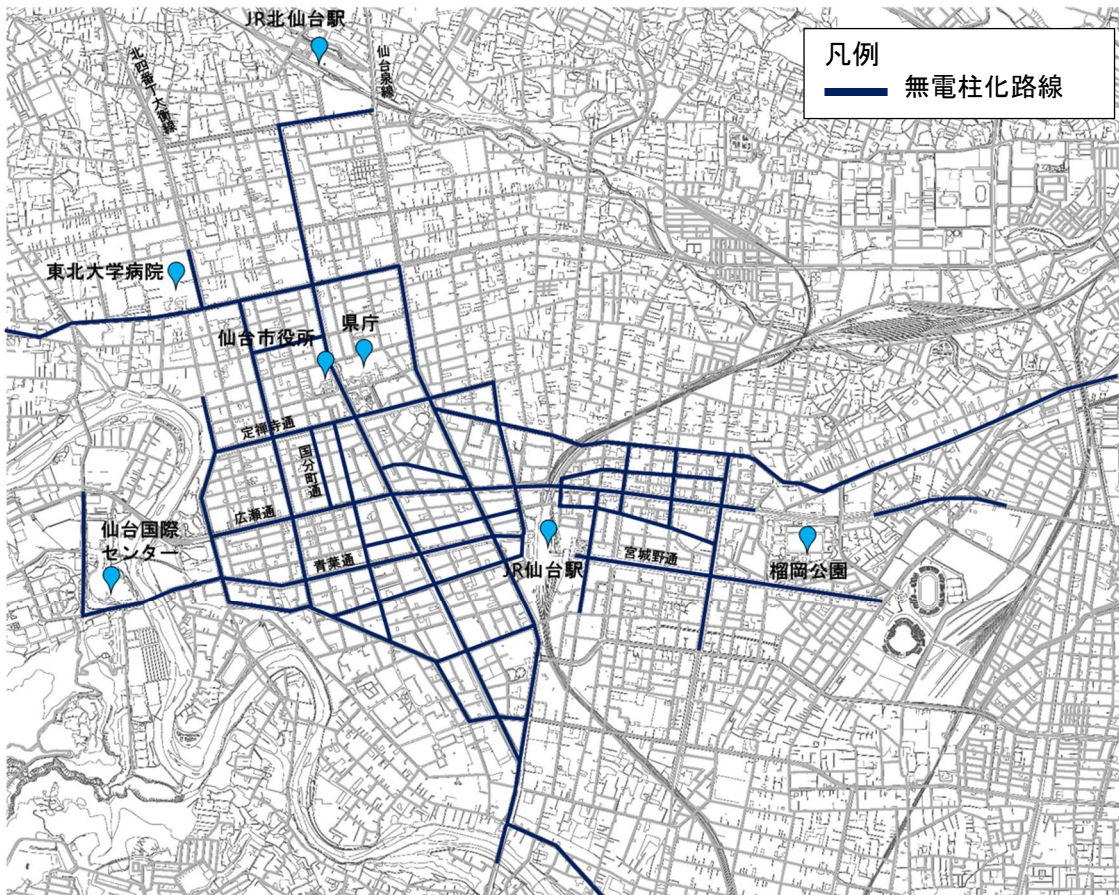
【整備前】



【整備後】

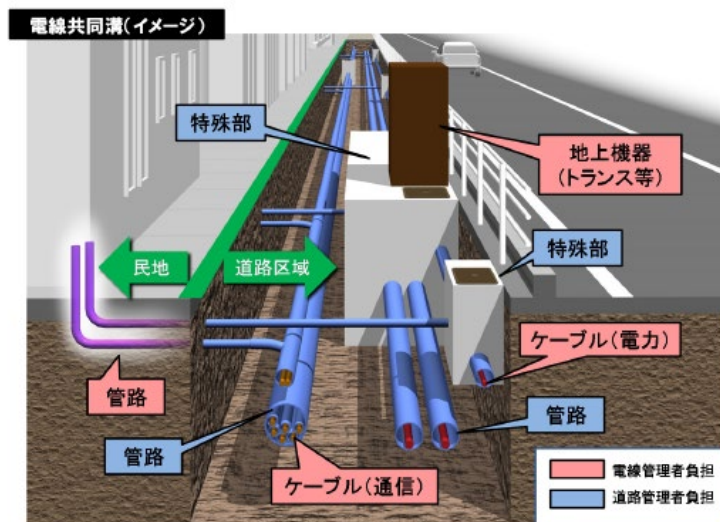


仙台駅周辺における整備状況



無電柱化（電線共同溝の整備）の費用負担

- 電線共同溝本体（管路、特殊部）の整備は、道路管理者が負担
- 地上機器（トランス等）・ケーブル等の整備は、電線管理者が負担

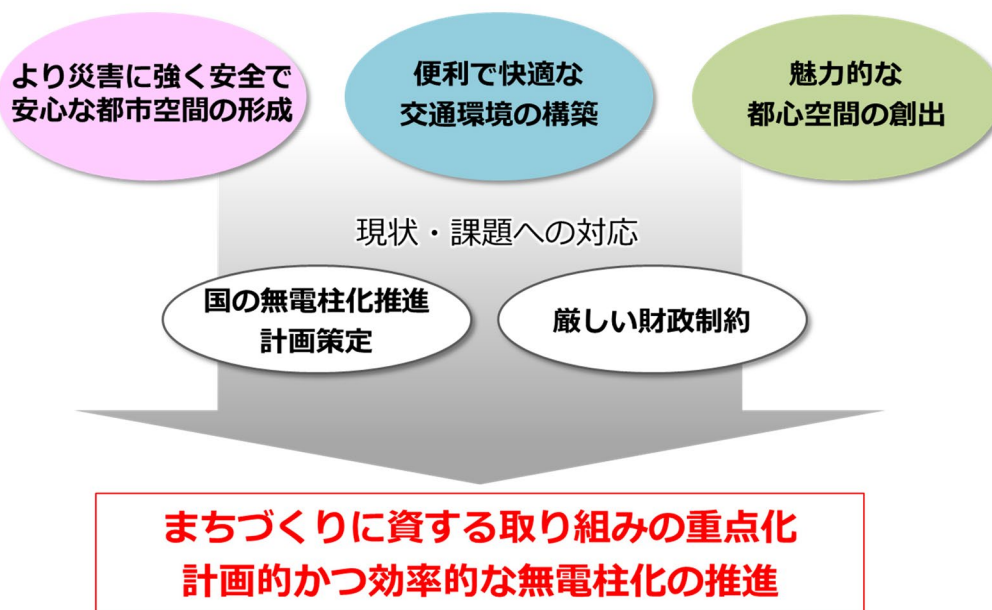


(出典：国土交通省)

(2) 無電柱化の方向性

本市においては、災害に強く安全で安心な都市空間の形成や、便利で快適な交通環境の構築、魅力的な都心空間の創出といった視点のもと、まちづくりの取り組みを進めているところです。国の無電柱化推進計画や、本市の厳しい財政制約をふまえ、まちづくりに資する無電柱化の対象道路について、より厳選しながら重点化するなど、計画的かつ効率的に無電柱化を推進していきます。

本市の上位計画における方向性



4. 基本方針

(1) 基本的な考え方

無電柱化法の施行と本市におけるこれまでの取り組み状況と課題を踏まえ、無電柱化の基本的な考え方を示します。

防災性の向上

本市は、東日本大震災の経験と教訓を踏まえながら、将来の災害や気候変動のリスクなどの脅威にも備えるしなやかな都市を目指し、防災環境都市づくりを進めています。特に道路は都市活動を支える根幹的施設であり、災害時には避難、救援・救護の活動等に重要な役割を担うことから、防災・輸送拠点間を連絡する道路について、通行機能の確保を図っていく必要があります。

災害時の救援活動を円滑に進めるため、緊急輸送道路⁵における無電柱化を推進します。

安全で快適な歩行空間の確保

本市は、誰もが移動しやすく高齢者や障害者などにもやさしく安全で快適な交通環境の確保を目指しており、多くの人が集まる都心や市街地の鉄道駅周辺などにおいて、生活関連施設⁶相互の経路におけるバリアフリー化に取り組んでいます。また、安全安心などの面から緊急性の高い路線を中心に、通学路等の安全対策などにも取り組んでいます。

誰もが移動しやすい歩行空間のネットワークを拡充していくため、特に安全で快適な歩行空間の確保が求められる箇所について無電柱化を推進します。

都市景観の向上と観光振興

本市は、市民共有の財産である「杜の都」の美しい景観を保全・創生するため、杜の都の風土を育む風格ある都市景観の形成や、街路樹等による緑美しく魅力的な街並みの形成、歴史や文化・伝統などの景観資源を活かした景観の形成を目指しています。

また、観光客入込数や外国人宿泊客数のさらなる増加を目指し、本市の観光資源や都市としての魅力を活かしながら、国内はもとより海外からの誘客拡大に向けて、観光客の受け入れ環境の整備を進めています。

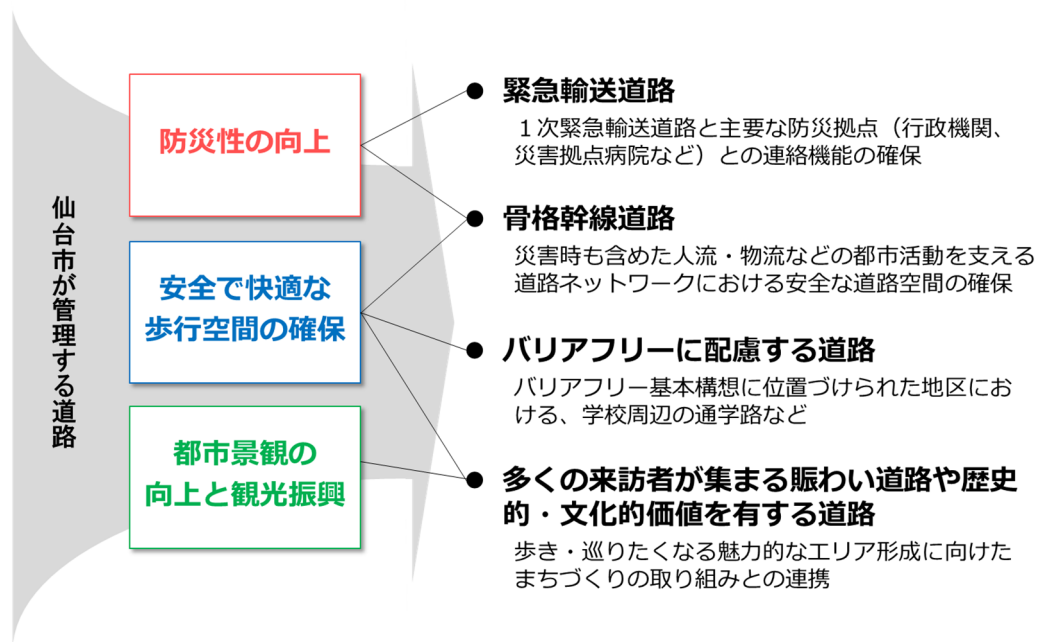
杜の都にふさわしい景観を保全・創生し、来訪者がまちを歩き巡りたくなるような魅力的な街並みを創出していくため、まちづくりの取り組みと連携した無電柱化を推進します。

⁵ 緊急輸送道路：災害発生時の避難・救助・医療・消火活動及び避難者への物資輸送等に重要な役割を果たす道路として、宮城県防災情報連絡協議会や仙台市地域防災計画で位置づけられた道路。

⁶ 生活関連施設：「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のこと。鉄道駅や市役所、福祉施設や大きな商業施設などが該当する。

(2) 優先的に無電柱化していく道路

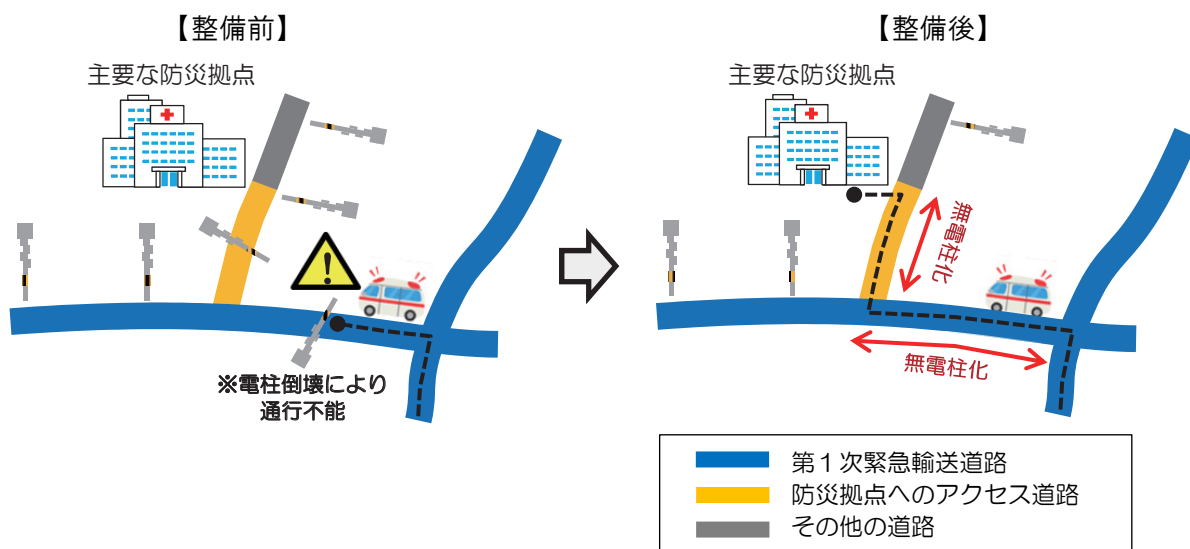
基本的な考え方をもとに、優先的に無電柱化していく道路を示します。なお、無電柱化の実施にあたっては、新たな技術や手法の適用によるコスト削減、無電柱化に必要な設備等の設置空間の有無、地域住民や関係者等の合意形成の状況などを勘案しながら進めます。



● 緊急輸送道路

地震や台風などの大規模な災害による電柱の倒壊等に対し、緊急輸送道路の通行機能を確保していく必要があります。第1次緊急輸送道路⁷のネットワーク機能の確保や、第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点（行政機関、災害拠点病院⁸など）との連絡機能の確保の観点から、無電柱化を推進します。

第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点との連絡機能の確保イメージ



⁷ 第1次緊急輸送道路：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する緊急輸送道路。

⁸ 災害拠点病院：県知事が指定するものであり、本市の基幹的な後方医療施設として位置付けられる。

基幹災害医療センター：仙台医療センター

地域災害医療センター：仙台市立病院、東北大学病院、仙台赤十字病院、東北労災病院、東北薬科大学病院、仙台オープン病院

- **骨格幹線道路**

将来の緊急輸送道路としての機能も期待される骨格幹線道路については、災害時も含めた人流・物流などの都市活動を支える道路ネットワークとして、安全な道路空間としていく必要があります。道路の輸送機能確保の観点等から、市街地内における事業中の骨格幹線道路（都市計画道路）について、無電柱化を推進します。

- **バリアフリーに配慮する道路**

より多くの市民の利用が見込まれる鉄道駅周辺地区の道路について、誰もが利用しやすい歩行空間のネットワークを確保していく必要があります。仙台市バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区を基本として、学校周辺の通学路など、安全で快適な歩行空間の確保が特に必要な箇所の無電柱化を推進します。

電柱の撤去により幅の広い歩道を整備（イメージ）



〈整備前〉



〈整備後イメージ〉

（出典：国土交通省）

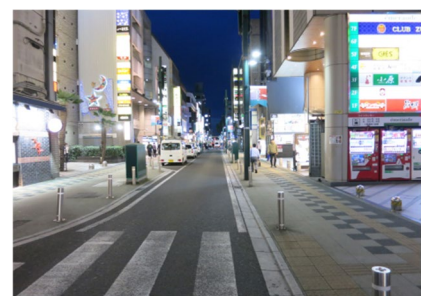
- **多くの来訪者が集まる賑わい道路や歴史的・文化的価値を有する道路**

歩き・巡りたくなる魅力的なエリア形成などに向けた地域のまちづくりと連携し、本市の観光資源や都市としての魅力を活かしながら、まちに賑わいをもたらす交流促進を図っていくことも重要と考えられます。多くの市民や観光客が集まる仙台駅周辺の広幅員の幹線道路や、アーケード周辺の道路、景観重点区域内における歴史的な風情を持つ街道筋などにおいて、地域のまちづくりの取り組みとの連携が可能な道路の無電柱化を推進します。

まちづくりと連携した賑わい道路 [事例：仙台市国分町通]



〈整備前〉



〈整備後〉

5. 計画期間と整備目標

(1) 計画期間

10年

2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年とします。

(2) 整備目標

10km

本市の無電柱化を推進していくため、過去10年の整備実績以上の無電柱化を目指します。

(3) 整備計画路線

10路線

基本方針に掲げた「優先的に無電柱化していく道路」のうち、特に無電柱化の整備効果が高い道路について無電柱化を推進します。

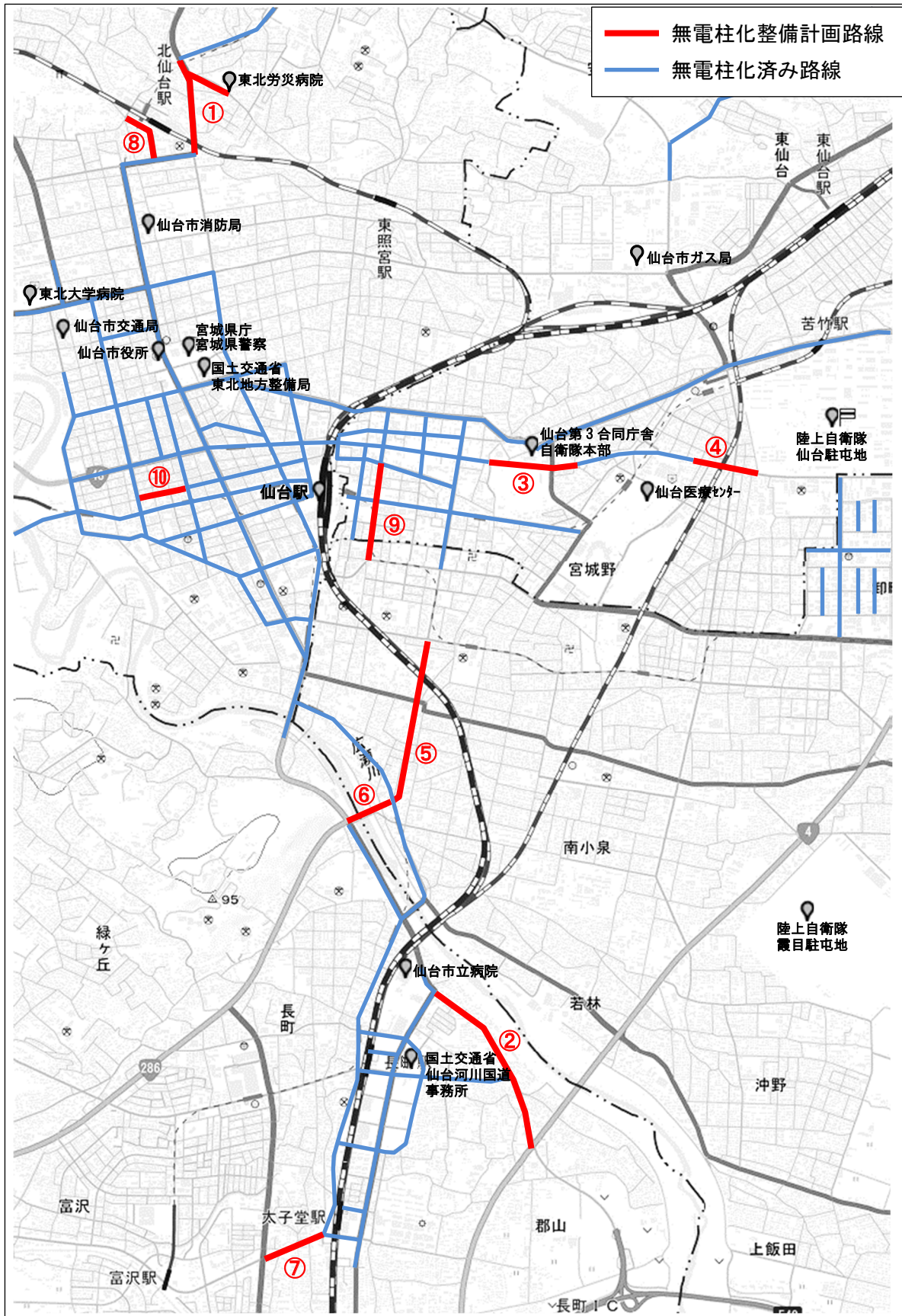
ID	路線名	区間		基本方針に基づく 主な位置付け
		起点	終点	
①	仙台泉線外1線	青葉区昭和町	青葉区堤町3丁目	緊急輸送道路
②	元寺小路郡山線	太白区八本松1丁目	太白区郡山4丁目	緊急輸送道路
③	元寺小路福室（その7）線外1線	宮城野区五輪1丁目	宮城野区二十人町	緊急輸送道路
④	元寺小路福室線（五輪）	宮城野区银杏町	宮城野区南目館	骨格幹線道路
⑤	宮沢根白石線（南鍛冶町～舟丁）	若林区舟丁	若林区連坊小路	骨格幹線道路
⑥	南小泉茂庭線（宮沢橋）	若林区舟丁	若林区堰場	骨格幹線道路
⑦	郡山折立線（大野田）	太白区太子堂	太白区大野田2丁目	骨格幹線道路
⑧	北仙台停車場線外1線	青葉区昭和町	青葉区昭和町	バリアフリーに配慮する道路
⑨	東八番丁小田原（その1）線外2線	宮城野区榴岡3丁目	若林区新寺2丁目	多くの来訪者が集まる賑わい道路
⑩	青葉山線	青葉区大町1丁目	青葉区大町2丁目	多くの来訪者が集まる賑わい道路

※ 上記路線の延長の合計は約5kmとなります。それぞれの道路の両側を電線共同溝方式で無電柱化した場合、整備延長は約10kmとなります。

※ 電線管理者や地元・関係機関との調整等により、具体的な整備範囲に変更が生じる場合があります。

※ 上記の路線以外でも、都心再構築など新たなまちづくりと合わせた道路再整備が行われる場合や、都市計画道路を整備する場合などには無電柱化の実施について検討を行います。

【整備計画路線位置図】



出典：地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp>) をもとに仙台市にて加工・編集

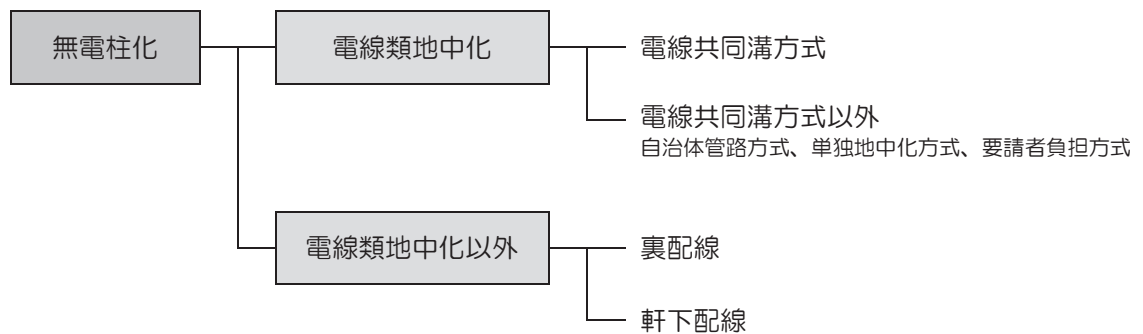
6. 無電柱化の推進に関する施策等

(1) 多様な整備手法の活用

無電柱化には「電線類地中化」と「電線類地中化以外」の整備手法があります。整備計画路線の無電柱化にあたっては、電線管理者及び地元住民との協議を踏まえ、適切な整備手法を選択していきます。

また、コスト縮減を図るため、国における技術的な検討や技術開発の動向を踏まえながら、浅層埋設方式などの低コスト手法を積極的に導入します。

一般的な無電柱化の手法



① 電線類地中化

電線共同溝方式

標準的な無電柱化の手法として電線共同溝方式による地中化を基本としますが、電線共同溝方式は多額のコストを要するだけでなく、歩道が狭い場所において無電柱化に必要な設備等の設置スペースの確保が困難であるなど、課題もあります。

整備手法の検討の際には、これらの課題も勘案しながら対象となる路線の状況に応じて低コスト手法の採用等についても検討することとします。

低コスト手法の例（出典：国土交通省）

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	直接埋設
現行より浅い位置に埋設	小型化したボックス内にケーブルを埋設	ケーブルを地中に直接埋設
		
管路の事例(国内)	小型ボックスの事例	直接埋設の事例(パリ)
<ul style="list-style-type: none"> ●浅層埋設基準を緩和(H28年4月1日施行) ●平成28年度、管の標準化と併せて全国展開を図るためのマニュアルを改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ●小型ボックス方式のモデル施工着手(H27年12月～) ●モデル施工の実施にあわせて、全国展開を図るためのマニュアル作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●直接埋設方式の導入検証実験とりまとめ(H27年12月) ●直接埋設用ケーブル調査や舗装を検討 ●民地への引込み方法を検討

電線共同溝方式以外

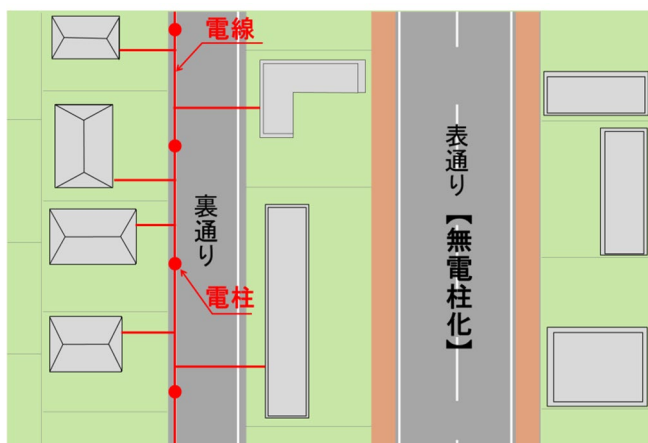
無電柱化の必要性が高い道路のうち、電線共同溝方式による整備を行わない道路については、単独地中化方式や自治体管路方式、要請者負担方式⁹などについても検討します。なお、整備手法の検討にあたり、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合などにおいて、既存ストックの活用による効率的な無電柱化の実施に努めます。

② 電線類地中化以外

裏配線方式¹⁰・軒下配線方式¹¹

民有地への電柱新設や電線横断など、沿道地権者や電線管理者のご協力が得られる場合、裏配線方式や軒下配線方式など、低コストに無電柱化を実現する手法についても検討します。

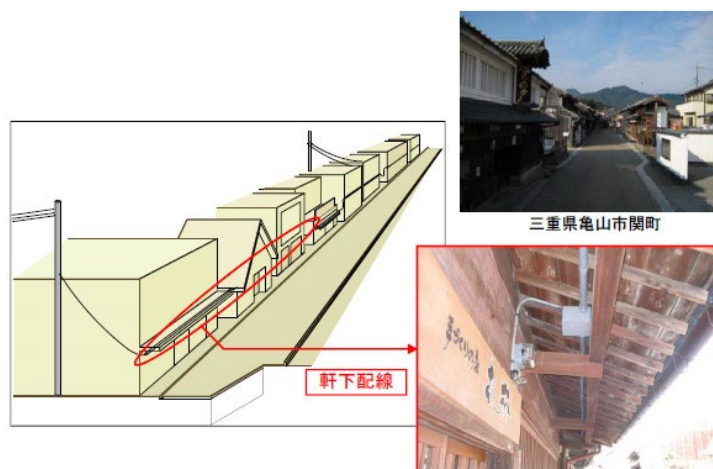
裏配線方式のイメージ



裏配線の整備事例(宮城野区新田)



軒下配線方式のイメージ (出典：国土交通省)



⁹ 要請者負担方式：原則として費用は全額要請者が負担して無電柱化する手法。

¹⁰ 裏配線方式：無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する手法。

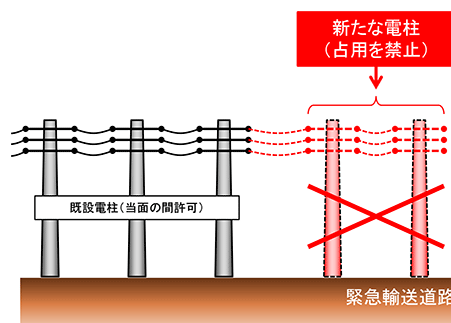
¹¹ 軒下配線方式：無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法。

(2) 電柱の新設を抑制する取り組み

無電柱化を推進するためには、新たな電柱の設置を抑制する取り組みも重要です。無電柱化法に基づき、地域防災計画に定められた緊急輸送道路及び避難路について、道路法第 37 条に基づく占有制限¹²を実施し、電柱の新設を原則禁止します。

また、幅員が著しく狭い道路や市街地開発事業等における占有制限（道路法第 37 条・道路法施行規則第 4 条の 4 の 2¹³）についても検討します。

占有制限措置のイメージ
(出典：国土交通省)



(3) 無電柱化を推進するために必要な事項

① 事業に合わせた無電柱化

都市計画道路をはじめとした道路の新設・拡幅が実施される際、その整備に併せて無電柱化を実施するなど、効率的な事業の推進に努めます。

また、民間事業者の開発行為等により新たな道路が整備される際には、道路上に電柱を設置しないよう要請するなど、他事業と併せた無電柱化の取り組みに努めます。

② 関係者との連携

具体の無電柱化事業の実施箇所においては、必要に応じて電線管理者、地元関係者等とからなる検討組織を活用するなど、推進に係る連携を図ります。

③ 市民への啓発

無電柱化を実施するためには市民の方々と地域の理解・協力が不可欠であることから、市ホームページでの広報や 11 月 10 日の無電柱化の日¹⁴に関連したイベントなどを実施し、無電柱化事業の理解を深めていただくよう啓発に努めます。また、整備を行う際は、対象となる地域へ無電柱化の意義や必要性について説明し、十分な理解・協力を得ながら事業を進めます。

＜パネル展の実施＞
令和元年 11 月 1 日～15 日
於 市役所本庁舎ロビー



¹² 道路法第 37 条の占有制限：道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合、道路法 37 条に基づき、区域を指定して道路の占有を禁止又は制限することができる。

¹³ 道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の占有制限：道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者は、道路事業、市街地開発事業等が実施される場合には、当該事業の状況を踏まえつつ、技術上困難であると認められる場所以外は電柱又は電線を道路上において新たに設置することができない。

¹⁴ 無電柱化の日：平成 28 年 12 月に成立した「無電柱化の推進に関する法律第 10 条」において、国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、11 月 10 日を無電柱化の日と位置付け、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。「1」を並ぶ電柱に見立て、それを「0」にするという意味で 11 月 10 日としている。

令和2年3月

仙台市無電柱化推進計画

問い合わせ先

仙台市建設局道路部道路計画課（本庁舎6階）

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

Tel : 022-214-8374（直通）

Fax : 022-227-2614（直通）

Email : ken010110@city.sendai.jp